

7 川口市に暮らしているのは日本人だけではありません

—外国人の人権問題—

～「外国人だからって、なぜ？」偏見を持たずに受け入れて～

人、物、情報とあらゆる側面でグローバル化が進み、国境を越えたさまざまな活動や人々の移動が活発になっています。

川口市には 39,232 人（川口市全人口のおよそ 6.45%）の外国人住民が暮らしています（令和元年 4 月 1 日現在）。この数は県内で 1 番多く、全国でも 3 番目です。

言語、文化、宗教、生活習慣などの違いからくる誤解や偏見などにより、外国人住民の人権にかかわる問題が指摘されています。

例えば、「外国人お断り」として、アパートやマンションへの入居を断るケースや、外国人であるという理由だけで、就労に関し不合理な扱いを受けるといふことがあります。地域社会の活動に参加したいのに、どうすればいいのかわからなくて困った、という人もいます。

このような閉鎖的な態度や差別が人権を傷つけることになるのです。

もし、自分が外国で生活することになったとき、国籍が異なるというだけで不合理な扱いを受けることを想像してみてください。怒りと悲しみを覚えませんか？

国籍、人種、宗教などによる不合理な差別をなくし、国籍などで判断するのではなく「その人自身」を知ろうとする努力こそが真の国際化に大切なのではないのでしょうか。

ヘイトスピーチ対策法

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

【ヘイトスピーチとは】

「特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動」のことを指します。

【ヘイトスピーチ対策法】

平成28年6月3日に、ヘイトスピーチ対策法が公布、施行されました。基本理念では、「国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と明記されています。



外国人の人権問題に関して、次の窓口があります。
お気軽にご利用ください。

機関名	電話・FAX	主な内容	相談日・相談時間
外国語人権相談ダイヤル	0570-090911	英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語	平日（年末年始除く） 9時～17時